



水難救護法第25条第2項の規定による公告

令和6年10月11日付けで、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき沈没品を拾得したのから、その物件の引き渡しを受けましたので、同法第25条第2項の規定に基づき次とおりに公告します。

なお、沈没品を所有者に引き渡しますので、心当たりの方は熱海市役所公園緑地課まで申し出てください。

令和6年11月12日

熱海市長 齊藤 栄



1. 拾得物件及び形状寸法

拾得物	カメラ
形状寸法	(カメラ部分) 縦6cm×横7cm×奥行4.5cm (持ち手部分) 30cm

2. 拾得年月日

令和6年10月11日

3. 拾得場所

熱海港沈没船付近

4. その他

公告後6か月が経過し、申し出がない場合は、水難救護法第28条第3項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。